

令和3年6月1日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課

課長 安田 博人

課長補佐 瀧本 守

電話 088-885-6052

報道関係者各位

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

「ともに働き、ともに活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」

厚生労働省では、外国人労働者の適正な雇用と労働条件の確保等を図るため、例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めていますが、今年度も「外国人労働者問題啓発月間」中に事業主等を始め広く外国人労働者問題についての啓発活動を行います。

高知労働局（局長 柳澤 恭仁）は、当該月間において、事業主を始め広く県民に対して外国人労働者問題についての周知・啓発を行います。

「外国人労働者問題啓発月間」の主な取組内容

1 広報活動の実施

労働局、労働基準監督署、ハローワークは事業主団体及び関係機関等におけるポスターの掲示やパンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」の配布により周知啓発を行います。

2 外国人雇用状況届出制度の周知・啓発

労働局、労働基準監督署、ハローワークは外国人雇用に関する適切な届出の実施を図るため、事業主団体及び関係機関等を通じて、事業主への一層の周知啓発を行います。

3 外国人労働者の適切な雇用管理の実施

技能実習生、特定技能外国人、その他の外国人労働者の雇用、労働条件に係る取扱い等の基本ルールの遵守について、労働局、労働基準監督署、ハローワークは事業主団体及び関係機関等を通じ、受入れ事業主に対して周知啓発、指導を行います。

4 新型コロナウイルス感染症に対する支援策の周知

新型コロナウイルス感染症による解雇等については、全国的に問題が発生しているケースが見られることから、事業主又は外国人求職者がハローワークへ来所した場合の雇用維持や再就職支援等について適切に周知します。

（参考）

※ 高知県内で就労する外国人の状況は別紙「国籍別・在留資格別外国人労働者数（高知労働局）」のとおりです。

（別添資料）

- ・別紙「国籍別・在留資格別外国人労働者数（高知労働局）」（令和2年10月末現在）
- ・資料No.1 リーフレット「6月は外国人労働者問題啓発月間（ともに働き、ともに活躍）」
- ・資料No.2 パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」